

平成27年度第4回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日 時 : 平成28年2月16日 (火)

午後2時~午後4時20分

場 所 : 大和市地域医療センター

講習室

欠席者 : 杉山委員、小笠原委員、

北林委員、鳴海委員、

野坂委員、中村委員

傍聴者 : なし

1 開会

2 部長あいさつ

本日はご出席ありがとうございます。

私がこども部に来ました平成23年度には次世代育成支援対策推進法に基づく協議会がありましたが、平成26年度に入り、子ども・子育て支援法の計画を作るため、この会議が新たに設置されました。そして、平成27年に新制度へ移行しました。

新制度について、大和市では大きな問題もなく移行できたと思っておりますが、制度そのものは今もって落ち着かないところがあります。また、国の人口ビジョンではこれから先、急激に人口が減っていくということから、税収も急激に下がっていくことが見込まれています。この国の成り立ちの中で人口減少をどのようにくい止めていくかが一番の関心事になるとも思われ、そのなかでこの会議の持つ意義も重要になってくると考えます。

2年間、皆様にご審議をいただきましたご協力へのお礼を申し上げ私の挨拶とさせていただきます。

3 会長あいさつ

本日は皆様お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。この会議も平成27年度第4回ということで最終となります。ぜひ関連なご意見をお願いいたします。

事務局：本日の委員の出欠状況ですが、6名欠席で17名のうち11名の出席となっており、委員の半数を超えておりますので、会議は成立します。

また、本日は傍聴の申し込みはありませんでした。

4 議事

(1) 利用定員について

会長 : 利用定員について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 利用定員について、資料1により説明
会長 : ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
委員 : 無し

(2) 地域型保育事業の認可について

会長 : (2) 地域型保育事業の認可について、事務局より説明をお願いします。
事務局 : 地域型保育事業の認可について、資料2により説明
会長 : ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
事務局 : 補足をさせていただきます。1号は保育を必要としない幼稚園を想定していますので今回の保育所には該当しません。2号は3歳以上で保育を必要とするもの、3号は0～2歳で保育を必要とするもの。それぞれに分けて利用定員を定めるよう法律で定められております。

利用定員を定める理由としては、利用する児童数によって運営費が異なるためです。規模のメリットにより利用定員が多くなるほど1人当たりの保育単価が下がる設計となっております。問題点としては、幼稚園には定員割れしているところがあり、認可定員のまま給付費を計算すると運営が立ちいかなくなることが考えられます。そこでこの制度の当初は、認可定員とは別に実際に利用する利用人数を定め、給付費はその利用人数によって計算することとされ、認可定員とは別に実際の利用定員を定めることとなりました。保育園や小規模保育施設では、定員と利用人員に違いがほとんど無いため利用定員を定める意味があまり無いのですが、全体の仕組みに併せて必ず利用定員を定める約束となっております。

その次に、県が認可をする保育所とは異なり、小規模保育事業、地域型保育事業、家庭的保育事業は市町村の認可となっており、認可に当たっては子ども子育て会議の意見を聴くことと定められております。児童福祉法の中で地域型保育事業については、例えば待機児童が無く過剰な供給となった場合などに認可をしないことができるという規定となっております。これは、県が認可を行う認可保育所においても同様の規定となっており、必ず中立な委員会の審議を経たという手続きを必要としております。ここでの一番の着眼点はその事業が安定的継続的に運営ができるかどうかという点です。これについてはある程度運営ができるところで給付費が単価設定されておりますので、この事業単独で赤字になることは想定されないものです。

現在、市が審査をしており、いくつかの課題もございますがそこがクリアされれば、まず問題なく運営ができるであろうと判断し、今回皆様にお諮りしたものです。

会長 : 補足をいただきましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員 : 昨今、小規模な保育所におけるいわゆる虐待に関する報道が見受けられます。

例えばこの協議会の中で「認可」と判断する場合に一体われわれはどのような仕組みの中で、「良い」と言っているのか。文書や数字だけでは計り知れない内容があるのではないかと。世間一般に問題とされていることと「認可」ということについてご説明があればお願いしたい。

事務局 : 保育事業ができるかどうかの判断は、基本的には施設的な基準を満たしているかどうかを審査します。保育内容は、認可保育所であれば保育所保育指針が充足されるということが前提ですが、実績があるかどうかなどを含め、保育方針など聞き取りを行うなかで判断を行っております。この2法人につきましては、問題が無いと判断したものです。

事務局 : 補足します。認可権者は市となっており、認可に当たってはこの会議の意見を聞くこととなっております。もし、認可した保育所で事件や事故があった場合の責任は市が持つこととなりますが、この会議に責任が及ぶものではありません。また、虐待などが危惧されるものであれば、認可しない方向で検討することも考えられます。

事務局 : 運営する前に認可の判断を行うことから、基本的には書類審査です。そのなかで、どれだけ過去に実績があるか、そこが自治体の確認になるのですが、その後については監査権を市が持つこととなります。認可権者が適正かどうか監査し続けるという義務が発生しますので、そのなかで実質的な指導をしていくものです。

また、虐待の件ですが、いわゆる認可外保育施設は、認可されていない小規模の私施設の保育所で現在も県が指導監査をしております。この会議では地域型保育施設については市が認可を検討しておりますが、市や県が認可した施設は、それぞれ認可した自治体が責任を持つこととなります。

会長 : 他にご質問等ありますか

委員 : 利用定員について、幼稚園では2歳（満3歳）から受け入れできることとなっており、現在でも3歳クラスに2歳の園児が数名在園している。今回、11月の園児募集時に2歳児の応募が多くあり、当初受け入れは難しかったが、部屋が空いていたこともあって、4月から2歳クラスを作ることとなった。

幼稚園での2歳児の取り扱い、保育園の児童福祉法・幼稚園の学校教育法のどちらにも当てはまらない。幼稚園児は就園奨励費としてでるが、2歳児は適用されないため、誕生月までは宙ぶらりんの状態となる。県と市からはやむを得ないものと話を受けている。

そのような状況ではあるが、2歳児の受け入れは今までも実施しており、幼稚園では2歳児保育を行っているということを委員の皆様へ報告し、これにより2歳児の受け皿が多少とも緩和されることから、大和市で

も幼稚園をバックアップし、独自の支援制度など考えてほしい。

会長 : 他にございますか。

委員 : 資料1の保育園、小規模保育事業は、4月以降のオープンとあるが、開所予定は4月1日でよいか。

事務局 : 4月1日の開所を予定しています。

委員 : ここには施設長の記載が無いが、代表者が決まっていない状況での書類審査となるが、それで良いのか。

事務局 : 添付書類は現在の状況で、当然、開所までには必要事項は埋まるものです。

なお、利用調整でございますが、認可保育所は既に1次利用調整は既に終わっており、現在は2次利用調整の段階で、1次利用調整で入れなかった方について、空きの部分をご案内しながらあらためて申込みをいただくことを行っております。同じタイミングで、新規に開所する施設については利用の案内を行い、4月の開所に向けて調整をしているものです。

委員 : 既存の認可外保育施設に在園する児童で、その施設が認可化となる場合、いままで通っている園児が改めて申込みしなおすのは、どのような扱いとされるものか。

事務局 : 認可化移行に伴い、在園児は在園継続できるという事務の取り扱いにしています。ただし、認可保育所には市内在住または在勤の入所要件があるため、要件を満たさない方は、認可保育所の利用はできないこととなります。

この点については在園者に対し、昨年から重ねて説明しているものです。これ以外の方は認可保育所への申し込みが必要となりますが、在園継続できるよう入所の基準で加算をし、基本的には在園継続できるものとなっております。

委員 : 地域型保育事業が2歳で終わり、3歳からの受け入れは大変なことと思う。4月からの受け皿として見通しを伺いたい

事務局 : 3歳以降の連携については経過措置があり、連携施設が整っていないことも認可自体はできることとされています。これは5年間の経過措置でございます。そうはいつても、3歳からの受け入れ先についてはできる限り準備しなくてはなりません。

現状は、市内の認可保育所は定員がいっぱいになっており、連携施設を設定し小規模保育事業の園児分として定員を確保することは、保育所では厳しく、現実的には幼稚園を含めて対応可能なところと事業者の方で調整いただいているところです。幼稚園が保育の連携先となるためには、教育時間だけでは保育に対応できないということで、実質的には預かり保育を行っている幼稚園と調整しているのが現状です。

- 委員 : 小規模保育については、そこを出た後の子どもたちの相談場所をしっかりとしておく必要がある。
- もう一点、書面審査とのことですが、内容については大和市が書面の項目立てをしているのか、あるいは、国がこの点を審査するように規定しているのか。
- 事務局 : 基本的には市が指定する項目となっているが、実質的には認可の基準に準じたもので審査しているのが現状です。
- 事務局 : ご指摘の3歳以降の行き場につきましては非常に重要なことです。ここで最悪のケースを想定し、どこにも行けなかったらどうなるのか。その場合、3歳以上になっても小規模保育施設から出なくても良い。というのが最終手段です。
- そうならないように連携先を作るべく、市でも幼稚園に独自の補助を行い、長い時間預かって頂けるよう調整を進めてきております。
- 来年度はその拡充も図りながら、3歳以降の行き場を確保していきたいと考えております。
- 会長 : 他にご意見等ございますか。
- 委員 : 無し

(3) 子ども・子育て支援事業計画の進行管理について

- 会長 : (3) 子ども・子育て支援事業計画の進行管理について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 : 子ども・子育て支援事業計画の進行管理について、資料3により説明
- 会長 : ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 : 事業計画として、より具体的に進めることについては評価できる。
- 小規模保育の拡充を図ることに関して、大和市における乳幼児の人口はどのように推移していくのか。また、保育所等が今後も増え続けていくのか、見通しについて伺いたい。
- 事務局 : 乳幼児の人口の推移については、現計画の中で、平成24年度をピークに年々減っていく傾向となっております。
- ただし、保育園のニーズについては、待機児童は増加しており、乳幼児数の推移とは比例しない状況が想定されます。保育施設の整備などにより、新たな保育ニーズが掘り起こされるなど、保育ニーズ自体は増加傾向であると見込んでいます。
- 委員 : 小規模保育事業はこれらの受け皿として役割は重要で、子育て支援には良い方法だと思うが、多くの人を受け入れるには認定こども園の普及がカギになってくる。この点を大和市はどう捉えているか。
- 事務局 : 平成27年度に、幼保連携型1園が認定こども園に移行し、平成28年度には、1園が幼稚園型の認定こども園に移行する見込みです。
- また、既に新制度の施設型給付に移行した園が5園ありますが、まだ1

年に満たない状況であり、他の幼稚園の今後の意向について検討中と伺っています。これは、国からの公定価格の提示が遅かったこと。また、提示された公定価格の内容が大規模な幼稚園が認定こども園に移行した際の運営費にそれほどインセンティブが無いものであったことなどが影響していると思われまます。

今後は、認定こども園への移行に関する情報提供に努めていくとともに、幼稚園の意向を確認しながら支援を進めていきたいと考えております。

委員：一定以上の規模の幼稚園の場合、今の国の制度のなかで認定こども園に移行して運営するためには、規模を縮小しなければならない。そうすると、入園できる人数も減らさざるを得ない。

認定こども園への移行を進めるには、そういった問題を解消していく必要がある。

委員：児童クラブでは対象を6年生まで広げ利用者数も増加しているが、公設と民営を含めて吸収できる人数であり、市の運営が評価されるものと考えられる。ここでは、6年生までとなったことで、いかに同じ場所に預け続けられるかという指標も重要である。市内でも児童の受け皿に地域差があると思われ、将来的な見通しをもって計画を立ててほしい。

一方、従前より児童クラブの質の改善を求めており、指導員の研修も充実してきたが、保育する側とこどもの人間関係をうまく作れるかなど、トータルの人数評価だけでは埋もれてしまう質的評価についても議論できるように検討をしていただきたい。

事務局：質的な評価というご意見がありました。県において一定の評価基準を設けることにより、県内市町村での比較が可能になると考えている。県や国においてそういった基準整備がなされることを期待しており、そのような視点から新たな評価手法を検討したいと考えます。

委員：子育て支援の評価については、数的な指標だけではなく、子育て家庭に寄り添った質的な評価も重要である。評価基準については、そういった質の評価を盛り込んでいただきたい。

委員：質的な評価は重要であるが、全国的にも確立した指標の事例が少なく、画一的に評価に盛り込むことが難しい面もあると思うが議論の土俵に乗るような工夫が必要である。

事務局：今後、県が新たな指標を提示すると思うが、そこで示される指標を基に、いかに質的な評価基準を設定するかということを検討していきたい。

(4) その他

会長：続きまして(4)その他 平成28年度以降の子ども・子育て会議委員の公募状況及び推薦について、事務局より説明をお願いします。

事務局：公募委員の状況。新委員の推薦について説明

- 会長 : ただいまの説明にご質問等ありますでしょうか。
- 委員 : 無し
- 会長 : 続きまして(4) その他 平成28年度子ども・子育て会議スケジュールについて説明をお願いします。
- 事務局 : 平成28年度子ども・子育て会議スケジュールについて、資料4により説明
- 会長 : ただいまの説明にご質問等ありますでしょうか。
- 委員 : なし
- 会長 : 無いようでしたら、以上をもちまして本日の議事をすべて終了いたします。

5 職務代理あいさつ

来年度以降は新たな制度の評価が始まります。数量が満たされているかという評価に比べ、サービスなどに関する質的な面での評価は大変難しいものと思います。自己評価、利用者評価、そしてこの委員会などによる第三者評価をしっかりと行うことが大切です。

任期が3月で満了いたしますが、委員を継続される方や、引き継ぎをされるなかでそれぞれの思いをお伝えいただければありがたく思います。

2年間、本当にありがとうございました。

以上